運営規程

ハビリカ訪問看護ステーション

（事業の目的）

第1条 株式会社HABIRECO（以下「事業者」という。）が設置するハビリカ訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状態及び生活環境を踏まえ、療養生活を支援するとともに、心身の機能の維持回復を図り、生活の質の向上に努めるものとする。

2. 訪問看護は、利用者の心身の状態、生活環境、本人及び家族の希望並びに主治医の指示を踏まえ、療養上適切に行うものとする。

3. 訪問看護の提供に当たっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. 訪問看護の提供終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び関係する居宅介護支援事業者等に必要な情報を提供するものとする。

5. 事業所は、利用者の人権を尊重し、虐待の防止、身体的拘束等の廃止、個人情報の保護その他利用者の権利擁護に必要な措置を講じるものとする。

6. 前５項のほか、「大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方 法に関

する基準等を定める 条例」（平成25年３月４日大阪市条例第31号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称
 ハビリカ訪問看護ステーション

2. 所在地
 〒535-0002
 大阪市旭区大宮1丁目14番19号 メゾン和光202号室

（事業の運営）

第4条 訪問看護の提供に当たっては、事業所ごとに置くべき看護師その他の指定訪問看護の提供に当たる看護師等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

1. 管理者 看護師 1名（常勤職員・看護師兼務）

管理者は、事業所の管理及び運営を一元的に行い、事業所の従業者に対して必要な指揮命令を行う。また、訪問看護の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、従業者の勤務管理、技術指導、訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の管理その他事業所の運営に必要な業務を行う。

2. 看護職員 3名（常勤 2名（うち1名は管理者を兼務）、非常勤1名）

看護職員は、主治医の指示及び訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の状態に応じた訪問看護を提供する。また、訪問看護の実施内容、利用者の状態及び経過

等を記録し、必要に応じて訪問看護報告書を作成する。

3. 作業療法士 1名

作業療法士は、主治医の指示及び訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の状態に応じたリハビリテーションその他必要な支援を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日
月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。

2. 営業時間
午前9時00分から午後6時00分までとする。

3. サービス提供時間
24時間 年中無休

4. 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問看護の内容）

第7条

事業所は、利用者の心身の機能の維持回復を図り、可能な限りそ　の居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的と　して、次に掲げる事業を行う。

1. 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状態等を踏まえ、療養上の目標及び当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した訪問看護計画書を作成し、その内容を利用者又はその家族に説明する。
①病状・障害の観察

②清拭・洗髪等による清潔の保持

③食事および排泄等日常生活の世話

④床ずれの予防・処置

⑤リハビリテーション

⑥ターミナルケア

⑦認知症患者の看護

⑧療養生活や介護方法の指導

⑨カテーテル等の管理

⑩その他医師の指示による医療処置

2. 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護

3. 訪問看護報告書の作成

（訪問看護の利用料等）

第8条 訪問看護を提供した場合は利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、 そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については「指定居 宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生省告示第19号）によるものとする。

2. 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用額は、介護報酬の告示上の額とし、 そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については「指定介 護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生省 告示第127号）によるものとする。

3. 健康保険法に基づく指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（診療報酬の告示）によるものとし、各医療保険法の規定による一部負担金の額を徴収するものとする。

4. 通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は、事業所から通常の事業の実施地域を

越えた地点から1㎞当たり30円を徴収するものとする。

5. 事業所は、利用者から利用料その他の費用の支払いを受けた場合、その内容を明確に区分した請求書及び領収書を交付するものとする。

6. 訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条

通常の訪問看護の実施地域は、次のとおりとする。

大阪市旭区、城東区、鶴見区、都島区、北区、東淀川区、守口市、門真市とする。

2. 前項に定める地域以外についても、利用者の状況、事業所の体制等を勘案し、可能な限り相談に応じるものとする。

（衛生管理等）

第10条 事業所は、看護職員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

2. 事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のため、次に掲げる措置を講じるものとする。

①感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う定期的な開催を含む）をおおむね6か月に１回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

②感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練（シミュレーション）を年１回以上実施すること。

（緊急時等における対応方法）

第11条 訪問看護の提供中に利用者の病状の急変その他緊急事態が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、指示を求める等必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連 絡が困難な場合又は緊急搬送が必要と判断される場合は、救急要請等必要な措置を講じるものとする。

2. 前項の対応を行った場合は、速やかに管理者へ報告するとともに、必要な記録を行うものとする。

3. 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者その他関係機関に連絡し、必要な措置を講じるものとする。

4. 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第12条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるとともに、当該苦情の内容等を記録するものとする。

2. 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3. 事業所は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第13条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情

報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2. 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

（虐待の防止に関する事項）

第14条 事業所は、利用者の人権を擁護し、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

①事業所は、虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用した開催を含む）を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底するものとする。

②事業所は、虐待防止のための指針を整備するものとする。

③事業所は、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年1回以上） 実施するものとする。

2. 事業所は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、関係法令に基づき、速やかに市町村その他関係機関に通報するものとする。

（身体的拘束に関する事項）

第15条　事業所は、利用者又は他人の生命若しくは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対して身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

2. 前項の緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合は、その必要性及び妥当性について慎重に検討し、必要最小限の範囲で実施するものとする。

3. 身体的拘束等を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を訪問看護記録等に記録するものとする。

4. 事業所は、身体的拘束等の適正化に関する指針を整備し、従業者に対して必要

な研修を実施するものとする。

（業務継続計画（BCP）の策定等）

第16条　事業所は、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するため、並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、これを遵守して事業を行うものとする。

２．事業所は、前項の業務継続計画に基づき、次に掲げる措置を講じるものとする。

① 業務継続計画の内容を全従業者に周知徹底すること。

② 定期的に従業者に対する必要な研修及び訓練（シミュレーション）を年1回以上実施すること。

③　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を加えること。

３．非常災害時の対策に当たっては、ライフラインが停止した場合の対策、事業所周辺の避難経路や危険箇所の確認、職員の安全確保及び利用者の安否確認等の行動計画を定め、不測の事態に備えるものとする。

４．感染症発生時（新型コロナウイルス感染症、新興感染症等）の対策に当たっては、感染防護具等の備蓄管理、職員の体調管理体制、迅速な検査・報告体制、及び濃厚接触者や感染が疑われる利用者への訪問看護提供ルールを明確にし、感染拡大の防止と看護の継続を両立させるものとする。

（職場におけるハラスメントの防止）

第17条 事業所は、職場におけるセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメント等の防止のため、必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知及び啓発するものとする。

3. 事業所は、ハラスメントに関する相談に対応するための窓口及び担当者をあらかじめ定め、従業者に周知するものとする。

4. 利用者又はその家族等からの著しい迷惑行為等についても、従業者の就業環境を害することがないよう、必要な対応を講じるものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第18条 事業者は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後3ヵ月以内

（2）継続研修 年1回

2. 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

3. 事業者は、事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4. 事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供をさせないものとする。

5. 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

6. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和8年8月1日から施行する。

この変更規程は、令和8年9月25日から施行する。